平成２８年（フ）第４３７号
北九州市戸畑区天神１丁目11番９号
破産者　桑取　裕次
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２５号
佐賀県伊万里市伊万里町乙74番地
破産者　一丸より子
1　決定年月日　平成28年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第９０号
札幌市中央区宮の森３条５丁目１番12号ベスト宮の森Ａ－301号
破産者　飯田　万波（旧姓瀧澤）
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８８０号
札幌市北区北27条西13丁目６番10―201号
破産者　清野　真吾
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１４５号
札幌市北区北38条西７丁目１番23号　201号
破産者　山口　隆久
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２７４号
札幌市豊平区美園３条８丁目３番８号　シャトーかおりⅡ－102号
破産者　泉　　艶子
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第14地割32番地274　ホープヒルズ２号、前住所岩手県下閉伊郡山田町織笠第６地割17番地１
破産者　内舘　寛幸
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第３１８号
仙台市若林区大和町１丁目２番27号　サンパレス大和町Ⅱ205、開始決定時の住所仙台市太白区郡山３丁目24番15号　ロキシーグリーンキャッスルＡ205
破産者　鈴木　嘉晃
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
秋田県南秋田郡五城目町内川湯ノ又字苗代沢14番地３
破産者　小玉　俊子
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９６０号
名古屋市東区白壁３丁目14番３号
破産者　草田吉比朗こと　草田　善弘
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８６４号
愛知県碧南市港本町３－１　トヨタ自動織機第３衣浦寮1218（開始決定時の住所）愛知県常滑市字千代92－１　常滑寮、住民票上の住所高知市桟橋通５丁目３番10号　コーポサンライト202
破産者　吉村　志郎
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９０３号
愛知県知多市にしの台２丁目507番地の１　ＮｉｃｅｌｙＩＴＯ２Ａ、住民票上の住所愛知県知多市つつじが丘３丁目14番地の14
破産者　スナックシルクロードことスナックオアシスこと　田中　弓和
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９６５号
愛知県あま市七宝町川部丸田54番地　丸田コーポ202号
破産者　坊野　　剛
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９８１号
京都市西京区松尾木ノ曽町39番地２　ＣＯ・ＣＯ・ハイツ上桂　105号室
破産者　渡邊建設工業こと　渡辺　昭吾
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２０号
愛知県半田市亀崎町10丁目124番地の２　サンライズ伊東弐番館402号
破産者　松下　洋志
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８５１号
名古屋市昭和区高峯町６番地の４　シャンボール山手Ｃ棟103号、開始決定時の住所名古屋市北区辻町３丁目67番地
破産者　榎本　伸哉
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８８９号
名古屋市中村区十王町６番17号　第１三鈴ビル405号
破産者　森　　健
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部